

所管部課	教育部 教育総務課		部長	小俣 学	
件名	東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
東大和市学校給食センター給食費に関する規則について、学校給食費の改定のため、その一部について所要の改正を行う。					
(1) 主な改正内容					
① 第3条に規定する基準月額の改正					
区分		改正前	改正後		
			4月～翌年2月の分	3月分	
小学生（第1学年）		3,560円	4,230円	4,200円	
小学生（第2学年）		3,670円	4,370円	4,300円	
小学生（第3・4学年）		3,950円	4,720円	4,640円	
小学生（第5・6学年）		4,280円	5,070円	4,980円	
小学校教職員		4,280円	5,070円	4,980円	
中学生		4,580円	5,550円	5,550円	
中学校教職員及び学校給食センターに勤務する職員		4,580円	5,550円	5,550円	
② 第5条に規定する1食当たりの基準額の改正					
区分		改正前	改正後		
小学生（第1・2学年）		210円	250円		
小学生（第3・4学年）		226円	270円		
小学生（第5・6学年）		245円	290円		
小学校教職員		245円	290円		
中学生		272円	330円		
中学校教職員及び学校給食センターに勤務する職員		272円	330円		
(2) 施行日 令和6年4月1日					
(3) 影響及び効果 食材料費が高騰している中、学校給食費を適正な額とすることで、学校給食の内容の水準を確保できる。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
令和5年	9月27日	学校給食について、教育委員会から学校給食センター運営委員会へ諮問			
	12月19日	学校給食について、学校給食センター運営委員会から教育委員会へ答申			
	12月22日	答申があったことについて、令和5年第12回教育委員会定例会で報告			
令和6年	1月25日	一部改正案について、令和6年第1回教育委員会定例会で審議・承認			
※ 改正文については、文書課において審査済み。					
3. 留意事項（問題点等）					
令和5年第4回市議会定例会において「学校給食食材料費高騰対応助成金」の補正予算が可決されたことから、これを令和6年度に繰り越して学校給食会計に交付することで、令和6年度の保護者負担分は従来と同額となる見込みである。					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議終了後、速やかに改正手続きを行いたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。